

ペットフード安全法 表示チェックシート

令和7年6月

ペットフード安全法では次の5項目の日本語表示が義務化されています。

① 名称

② 賞味期限

③ 原材料名

④ 原産国名

⑤ 事業者名及び住所

(参考) 表示例

■ 犬用の〇〇ペットフード

■ 賞味期限: 袋の底に年月で印字
(最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月)

■ 原材料名: 穀類(とうもろこし、小麦)、肉類(ビーフ、チキン)、野菜類(ほうれん草、にんじん)、ミネラル類(P、Ca)、ビタミン類(A、B₂、C)、酸化防止剤(ミックストコフェロール)

■ 原産国名: 日本

■ 製造者: ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇町1-2

■ 犬用総合栄養食

■ 内容量: 10kg

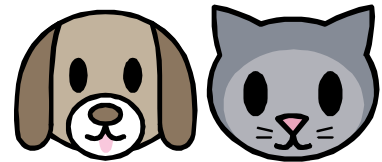
■ 与え方:

成犬体重1kgあたり1日〇〇gを目安として、1日の給与量を2回以上に分けて与えてください。

■ 成分:

たんぱく質18%以上、脂質5%以上、粗繊維5%以下、灰分8%以下、水分12%以下

次ページからのチェックリストを活用して5項目を正しく表示しましょう。



5項目に加えて、任意項目を表示することは差し支えありません。

例えば、公正取引委員会及び消費者庁の認定を受けた「ペットフードの表示に関する公正競争規約」では、ペットフード安全法で義務付けられている5項目以外に、目的、内容量、給与方法、成分も表示することになっています。ペットフード公正取引協議会の会員はこれらの項目も表示しています。

ペットフード安全法 表示チェックシート



1 名称

☐ パッケージ表面の商品名が、日本語で犬用又は猫用のペットフードであることがわかるものになっている

(「～～FOR DOG」や「～～DOG FOOD」という名称は不適)

又は

☐ 一括表示欄等に「犬用」又は「猫用」の表示をしている

○成犬用総合栄養食

○子猫用栄養補助食品

×ペット用おやつ

2 賞味期限

☐ 項目名「賞味期限」を日本語で記載している

☐ 年月日又は年月で表示している(例:2024 08)

(注)年月日又は年月の順でない場合には説明が必要です(例:08 2024 最初の2ケタが月、次の4桁が西暦年)

☐ 月は数字又は日本語で表示している

又は

☐ 英語表記だが、わかりやすい説明をつけている

例:15 NOV 23

アルファベットは、JANなら1月、FEBなら2月...DECなら12月のことです。最初の2ケタは「日」、次のアルファベットは「月」、次の2ケタが「西暦年の下2桁」です。

ペットフード安全法 表示チェックシート

3 原材料名

☐項目名「原材料名」又は「原材料」を記載している

☐原則、使用した全ての原材料(添加物を含む)を日本語で記載している

(注)いわゆる加工助剤については表示を省略することができます。農林水産省ホームページのペットフード安全法 表示に関するQ&Aをご参照ください。

以下は該当がある場合のみ

☐分類名(例:肉類)のみで表示する原材料がある場合、第1表にある分類名を使用している

☐第2表の用途の添加物を使用している場合、
添加物名と用途名の両方を記載している

例:酸化防止剤(ミックストコフェロール)

↑
用途名

↑
添加物名

☐一括名(例:イーストフード)のみで表示する添加物がある場合、第3表にある一括名を使用している

☐「ビタミン類」「ミネラル類」「アミノ酸類」とのみ表示する場合、当該ペットフードは内容量が100g以下の缶詰又は表示可能面積が120cm²以下であることを確認している

第1表

穀類	きのこ類
いも類	藻類
でん粉類	魚介類
糖類	肉類
種実類	卵類
豆類	乳類
野菜類	油脂類
果実類	

第2表 用途名

甘味料	増粘安定剤
着色料	酸化防止剤
保存料	発色剤

1 「着色料」にあつては、添加物の物質名に「色」の文字を含む場合は、用途名の表示を省略することができる。
2 「増粘安定剤」にあつては、複数の多糖類を使用する場合は、「増粘多糖類」と表示し、添加物の物質名の表示を省略することができる。

第3表 一括名

イーストフード	香料	苦味料
かんすい	酸味料	乳化剤
酵素	調味料	pH調整剤
光沢剤	豆腐用凝固剤	膨張剤

ペットフード安全法では、原材料名の記載順序は特に規定していませんが、消費者に対する適切な情報提供の観点から、多い順に記載することが望ましいでしょう。

1 「魚介類」にあつては、魚類に由来する原材料のみ使用した場合は、「魚類」と表示することができる。

2 「肉類」にあつては、「畜肉類」と表示することができる。

3 家さんに由来する原材料のみ使用した場合には、「家さん類」又は「家禽類」と表示することができる。

「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について」(平成21年5月29日付け21消安第2236号、環自総発第090529009号 農林水産省消費・安全局長、環境省自然環境局長通知 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-38.pdf>)



ペットフード安全法 表示チェックシート

4 原産国

☐ 項目名「原産国名」又は「原産国」を記載している

(注)原産国が日本の場合は「国産」とのみ表示することができます。

☐ 原産国名を日本語で記載している

☐ 原産国名は、製品に実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国を記載している(リパックは実質的な変更をもたらす工程とはみなされないので、リパック場所を原産国とはできません)

5 事業者名及び住所

☐ 表示内容に責任を持つ日本の事業者を、事業者種別とともに記載している

☐ 事業者の種別は、製造業者、輸入業者、販売業者、製造者、輸入者、販売者のいずれかを記載している(製造元、輸入元、販売元等という書き方はできません)

☐ 事業者の名称を日本語で表示している

☐ 事業者の住所を日本語で表示している

(住所に加えて電話番号等を任意で記載することは構いません)

農林水産省のホームページに、事業者向けリーフレットやQAが掲載されているのでご活用ください。(農林水産省のホームページで「ペットフードの安全関係」と検索することができます)

ペットフードの安全関係(ペットフード安全法 事業者のみなさま向けページ)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>

ペットフード安全法 表示に関するQ&A

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_qa/hyouji.html

【ペットフード安全法に関する
事業者のみなさまからのお問い合わせ先】

北海道農政事務所 011-330-8816

東北農政局 022-745-9383

関東農政局 048-740-5065

北陸農政局 076-232-4106

東海農政局 052-223-4670

近畿農政局 075-414-9000

中国四国農政局 086-224-4511(内線2394)

九州農政局 096-211-9255

沖縄総合事務局 098-866-1672

